

指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業所の目的)

第1条 医療法人録三会太田病院が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や其の環境に応じて、利用者の意向を尊重し適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。医療系のサービス導入時は主治医に確認します。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事のないよう公平中立に行う。

提供するサービスにおいては、複数の事業所を紹介し利用者やご家族の選択されたサービスをケアプランに位置づけ同意を得ます。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 太田病院居宅介護支援事業所
2. 所在地 岐阜県美濃加茂市中部台6丁目13番地5

(職員の職種・員数・及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

② 介護支援専門員 4名（常勤・管理者兼務1名、常勤・専従2名、非常勤・専従1名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、祝日及び12月29日より1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
3. 電話等により24時間常時連絡体制なし

(居宅介護支援の提供方法・内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。但し法定代理受領サービスであるときは無料とする。

1. 利用料の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所
2. 利用する課題分析表の種類 居宅サービス計画ガイドライン
3. サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所
4. 介護支援専門員の居宅頻度 最低月1回

次条の通常の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実績を徴収する。尚、事業車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

1. 事業所から片道1キロメートルにつき20円
2. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名捺印を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、美濃加茂市、坂祝町・富加町・川辺町・八百津町・可児市の一部地域とする。

(その他運営に関する留意事項)

第8条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後1ヶ月以内
2. 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これから秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人録三会太田病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 法定研修等における実習受入と人材育成への協力を行う。

(相談・苦情対応)

第9条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、指定居宅介護支援に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画 (BCP) の策定に関する事項)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 1 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 2 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策について)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(従業者の就業環境の確保・パワハラ・セクハラ防止)

第13条 事業所は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行

われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって、常務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規定は、平成21年3月1日から施行する。

平成22年7月1日改訂
平成25年6月20日改訂
平成27年10月1日改訂
平成28年4月1日改訂
平成28年7月1日改訂
平成28年10月1日改訂
平成30年4月1日改訂
平成30年8月16日改訂
令和2年1月16日改訂
令和2年4月1日改訂
令和2年5月16日改訂
令和2年6月16日改訂
令和2年10月12日改訂
令和2年11月1日改訂
令和5年2月1日改訂
令和5年4月1日改訂
令和5年9月21日改訂
令和5年10月10日改訂
令和6年4月1日改訂
令和6年10月16日改訂